

藤沢市地域学校協働本部事業 地域コーディネーター謝礼支給要項

(趣旨)

第1条 この要項は、藤沢市地域学校協働本部設置要綱第3条に規定する、地域コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）に関する必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 コーディネーターは、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項について、藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の施策に協力して、地域住民その他の関係者（以下この条において「地域住民等」という。）と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(活動報告)

第3条 コーディネーターは、コーディネーター活動実績報告書（別記様式）を翌月15日までに、教育委員会に提出するものとする。

(謝礼)

第4条 教育委員会は、コーディネーターの活動に対して別表に定める基準に基づき予算の範囲内で必要な謝礼を支給することができる。

(委任)

第5条 この要項に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、2025年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要項は、2026年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要項は、2026年6月23日から施行する。

別記様式（第3条関係）

コーディネーター活動実績報告書

年 月 日

藤沢市教育委員会

学校名 _____ 学校 _____ コーディネーター名 _____

令和 年 月分の地域学校協働活動推進事業に係る活動実績を次のとおり報告します。

活動日	活動 時間数	活動項目	活動内容（具体的に）
月 日 ()		面談・調整・協力者探し 情報交換・視察・その他	
月 日 ()		面談・調整・協力者探し 情報交換・視察・その他	
月 日 ()		面談・調整・協力者探し 情報交換・視察・その他	
月 日 ()		面談・調整・協力者探し 情報交換・視察・その他	
月 日 ()		面談・調整・協力者探し 情報交換・視察・その他	
月 日 ()		面談・調整・協力者探し 情報交換・視察・その他	

※1か月あたり 3,000 円（1時間あたり 1,500 円）の謝礼をお支払いします。

（上限：半期（4月から9月まで及び10月から翌年3月まで）あたり 18,000 円）

※学校管理職との面談は原則月1回行ってください。

※研修会への参加については記載可能ですが、謝礼の対象外となります。

※学校運営協議会の会議の時間、協働活動サポーターとしての時間など**別途報酬があるものは、対象外**です。（協議会の前後の情報共有・交換等は対象です。）

※事業にあたっての連絡調整、地域住民や市職員との情報共有・交換なども含みます。

※手書き可（ボールペン等、消えないものでお書きください。）

別表(第4条関係)

名称	支給基準	謝礼の額
コーディネーター	各月に、藤沢市地域学校協働本部設置要綱第3条第1項に掲げる活動を実施した場合において、半期(4月から9月まで及び10月から翌年3月までをいう。)ごとに支給する。ただし、半期のうちの在籍月数が4月以上の場合において、通算して3月活動実績が無かった場合を除く。	謝礼の額は、1時間当たり1,500円とし、半期につき18,000円(期の途中で認定を受けた場合又は期の途中で辞任した場合には、在籍月数に3,000円を乗じて得た額)を限度とする。